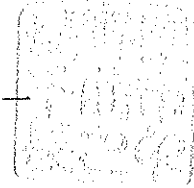


千曲市告示第40号

千曲市木造住宅・避難施設耐震診断士派遣事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月25日

千曲市長 小川 修 一



千曲市木造住宅・避難施設耐震診断士派遣事業実施要綱の一部を改正する告示

千曲市木造住宅・避難施設耐震診断士派遣事業実施要綱（平成26年千曲市告示第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「耐震改修」を「耐震改修等」に改める。

第2条第5号中「補強工事」の次に「又は除却工事」を加える。

第3条第2項中「前項の」を「前2項に掲げる」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、既存木造住宅の所有者のうち、除却工事を実施する意思のある者から耐震診断の希望があったときは、耐震診断士を派遣し、精密耐震診断を行うものとする。

様式第1号中

「

私が所有する下記の建築物について、耐震補強工事の実施を計画しているため、耐震診断を希望しますので耐震診断士の派遣を申し込みます。

なお、市が当該建築物の建築年、構造、階数及び床面積（店舗等の用とを兼ねる住宅の場合のみ）を確認するため、固定資産課税台帳を閲覧することについて同意します。

」を

「

千曲市木造住宅・避難施設耐震診断士派遣事業実施要綱第5条の規定により、申し込みます。

この申請書に記載の事項は、事実と相違ありません。

なお、市が当該建築物の建築年、構造、階数及び床面積を確認するため、固定資産課税台帳を閲覧することについて同意します。

」に

「

3 建築年 昭和56年5月31日以前 ・ 分からない

（ 年 月ごろ）

」を

3 建築年 昭和56年5月31日以前（ 年 月ごろ ・ 分からない）

増築 無 ・ 有（平成17年5月31日以前 ・ 分からない）

」に

改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の千曲市木造住宅・避難施設耐震診断士派遣事業実施要綱の規定は、施行の日以後の申請に係るものから適用し、施行の日前までの申請に係るものについては、なお従前の例による。